

税指第1109号
令和4年1月26日

神奈川県行政書士会
会長 田後 隆二 様

神奈川県総務局財政部税務指導課長
(公 印 省 略)

納税証明書交付手数料の現金納付への切替えに関する周知について（依頼）

本県の税務行政につきまして、日ごろから格別の御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、令和4年4月1日から、納税証明書の交付手数料について、収入証紙による貼付を廃止し、現金による支払いに変更します。

なお、同年3月31日以前に納税証明書交付申請のために購入された収入証紙は令和5年3月31日までは交付申請書に貼付して使用することができるほか、この期限までに使用する見込みがない収入証紙は、県に返還して現金の還付を受けることも可能であることを申し添えます。

つきましては、この旨を貴会会員へ御周知いただきますようお願い申し上げます。

問合せ先
納税グループ 原
電話 045-210-2332（直通）